

姫路市強靱化計画（素案）概要

1 趣旨

- ▶ 平成7年の阪神・淡路大震災や、平成23年の東日本大震災、令和元年東日本台風（台風第19号）など、我が国の至るところで地震や暴風雨等による被害が発生しており、さらには、今世紀前半に、南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されている。
- ▶ 限られた財源の中、自然災害等に対する備えを効果的かつ重点的に実施する必要があることから、あらかじめ自然災害等に対して脆弱性を評価する「強靱化」の視点から、的確に施策を展開することが求められている。
- ▶ 本計画は、本市の特性を踏まえつつ、国及び兵庫県の取組と調和を図りながら、強靱化の視点から、効果的かつ重点的に、社会基盤の整備を推進するとともに、事前防災や発災時における被害の低減を図るための取組を推進するものである。

(1) 本市の特性

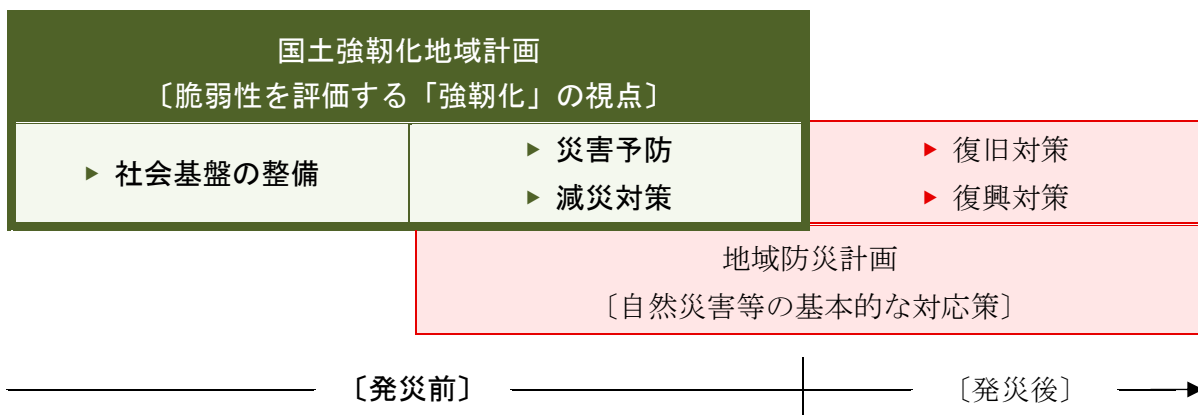
- ▶ 本市は、市街地や工業地域、中山間部から島嶼部までを抱え、多様な個性を有している。
- ▶ これらは、本市が誇る素晴らしい強みであるが、他方で、防災の観点からは、それぞれの特徴に適合した対策を講じなければならない。

(2) 国・兵庫県の動向

- ▶ 国土強靱化基本法（平成25年12月制定）に基づき、国においては「国土強靱化基本計画」（平成26年6月策定、平成30年12月改訂）、兵庫県においては「兵庫県強靱化計画」（平成28年1月策定、令和2年3月改訂予定）を策定し、取組を推進している。

2 計画の位置づけ

- ▶ 国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、策定する。



3 計画期間

- ▶ 令和2年度～令和6年度（5年間）

4 基本目標

- ▶ 安全で安心な地域の実現に向けて、本市における生活及び経済に大きな影響を及ぼすおそれがある自然災害等に対して、平時からの備えを推進するとともに、災害発生時には被害を軽減することができるよう、4つの基本目標を掲げ、本計画を推進する。

(1)	人命の保護を最大限図ること
(2)	市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
(3)	市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
(4)	迅速に復旧復興すること

5 事前に備えるべき目標・リスクシナリオ・脆弱性評価

- ▶ 自然災害等に起因する最悪の事態を避けることができるよう、8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。
- ▶ さらに、本市域において想定される42の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定する。
- ▶ リスクシナリオを回避するための取組の達成度や進捗を把握し、本市における現状の脆弱性の評価を行う。

6 強靱化に向けた推進方針

- ▶ リスクシナリオを回避するため、各リスクシナリオに対応した123の個別施策に加え、5つの横断的分野に係る推進方針を定め、効果的・効率的に施策を推進する。

7 評価・検証

- ▶ 「PDCAサイクル」による進捗管理を行う。
- ▶ 庁内各部局で連携しながら、事業の進捗確認、遅延等に起因するリスクの共有、計画対象事業の重点化や追加などの適切な措置を講じる。
- ▶ 計画を超える災害想定など、新たなリスクを認知したときは、姫路市防災会議の意見を踏まえ、適切に対応策を定める。

また、計画期間の終了時においては、姫路市防災会議の評価を得て、計画を総括するとともに、後続の取組に繋げる。

別冊

別冊 1	脆弱性評価結果	本市における現状の脆弱性を評価した結果の概要
別冊 2	強靱化を推進する主な施設・箇所	「強靱化に向けた推進方針」に基づき実施する事業のうち、主要なもの

推進方針の概要

(1) リスクシナリオ別の推進方針

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	個別施策	
① 直接死を最大限防ぐ	①-① 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	a 住宅・建築物等の耐震化等	
		b 密集市街地の改善	
	①-② 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	a 多くの利用者がある建築物、医療施設、障害者施設等の防火対策	
		b 密集市街地の改善	
	①-③ 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	c 防火地域等の指定	
		a 防潮堤等の整備	
		b 避難体制の確保・訓練の実施	
		c 津波ハザードマップの策定	
	①-④ 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	d 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化	
		a 総合的な治水対策	
		b 高潮対策	
		c 減災のための地域への啓発等	
	①-⑤ 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	d 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化	
		a 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化	
b 山地防災・土砂災害対策			
c ため池対策			
①-⑥ 暴風雪等に伴う多数の死傷者の発生	d ハザードマップの策定		
	a 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保		
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	②-① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	a 食料、飲料水の供給体制の確保	
		b 輸送路の確保：道路交通機能の強化	
		c 輸送路の確保：港湾機能の強化	
		d 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保	
		e 電力会社、ガス会社等との連携・情報共有	
		f ヘリ離発着場の選定	
	②-② 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	a 小規模集落における食料備蓄量の確保	
		b 道路交通機能の強化	
		c 港湾・漁港機能の強化	
		d 山地防災・土砂災害対策	
		e 情報通信手段の確保	
		f ヘリ離発着場の選定	
	②-③ 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	a 消防の災害対応力強化	
		b 地域の防災組織の災害対応力強化	
		c 防災関係機関との連携強化・訓練	
		d 救急・医療体制の充実	
	②-④ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	a 帰宅困難者対策の推進	
	②-⑤ 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	a 救急・医療体制の充実	
		b 医療情報連携の構築	
		c 医療施設、高齢者施設、障害者施設等における非常用電源等の確保	
		d 緊急輸送道路ネットワーク等の確保	
		e 医療人材の育成・支援	
		f ヘリ離発着場の選定	
	②-⑥ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	a 疫病・感染症対策に係る体制の構築	
		b 避難所の衛生環境の確保	
		c 下水道施設の機能確保	
		d し尿等処理施設の機能確保	
	②-⑦ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	a 避難者の健康の確保	
		b 避難所等としての機能を担う市有施設の耐震化等	
		c 避難所の衛生環境の確保	
d 食料、飲料水の供給体制の確保			
e 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保			
f 福祉避難所の指定			
③ 必要不可欠な行政機能は確保する	③-① 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	a 庁舎の耐震化	
		b 災害時即時対応体制の強化	
		c 市域を越えた連携強化	
		d 庁舎機能の維持	
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	④-① 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	a 情報通信手段の確保	
		b 電力供給の維持に係るインフラ整備	
	④-② テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	a 情報通信手段の確保	
		b 電力供給の維持に係るインフラ整備	
	④-③ 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	a 警察、関係機関等との情報の迅速な伝達と共有	
		b 雨量、避難情報等の迅速な伝達と共有	
		c 災害時要援護者の避難支援体制の構築	
	⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	⑤-① サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	a 市内事業所BCP策定の推進
			a 道路交通機能の強化
⑤-② エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害		b 港湾等機能の強化	
	c 電力会社、ガス会社等との連携・情報共有		

		⑤-③	コンビナート・火力発電所・工場等、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	a	消防防災体制の充実強化
				b	港湾等機能の強化
				c	電力会社、ガス会社等との連携・情報共有
		⑤-④	海上輸送の機能の停止による海外貿易への重大な影響	a	港湾等機能の強化
		⑤-⑤	幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	a	道路交通機能の強化
				b	港湾等機能の強化
				c	交通結節機能の強化
⑤-⑥	食料等の安定供給の停滞	a	食品産業事業者等の災害対応力強化		
		b	道路、港湾等の機能強化		
		c	食料、飲料水の供給体制の確保		
⑤-⑦	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	a	水資源の有効利用等の推進		
		b	上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化、戦略的維持管理と機能強化		
		c	衛生環境の確保		
⑥	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	⑥-①	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	a	訓練の実施
				b	自立・分散型エネルギー等の導入促進
		⑥-②	上水道等の長期間にわたる供給停止	a	水道用水供給施設、工業用水道施設の耐震化
				b	広域的な応援体制の整備
				c	水道施設の風水害対応力強化
⑥-③	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	d	応急給水等に係る資機材の充実		
		e	災害時の生活用水の確保		
⑦	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	⑦-①	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	a	下水道施設の耐震化
				b	下水道施設等の老朽化対策
		⑦-②	海上・臨海部の広域複合災害の発生	c	し尿等処理施設の保全及び早期復旧
				d	下水道未普及個所の解消
				e	道路交通機能の強化
⑦-③	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	a	港湾等機能の強化		
		b	交通結節機能の強化		
⑦-④	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	a	防災インフラの整備		
		b	消防の災害対応力強化		
⑦-⑤	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	c	密集市街地の改善		
		d	道路交通機能の強化		
⑦-⑥	農地・森林等の被害による市域の荒廃	a	災害の発生・拡大防止		
		b	危険な物質を扱う施設の耐震化		
⑧	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	⑧-①	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	c	防波堤や護岸等の整備・強化
				a	住宅・建築物等の耐震化等
				b	ため池等の整備
		⑧-②	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	a	ため池等の計画的な定期点検と適切な日常管理の推進
				b	山地防災・土砂災害対策
		⑧-③	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	a	有害物質取扱事業者の災害対応力強化
				b	農地・農業水利施設等の保全管理
		⑧-④	世界遺産姫路城の被災	c	災害に強い森づくりの推進
				a	適切な公園施設の整備・長寿命化対策
		⑧-⑤	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	a	災害廃棄物対策の強化
b	ごみ処理施設の機能確保				
⑧-⑥	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	c	適正処理が困難な廃棄物等の処理対策		
		a	人材の育成、確保		
⑧-⑦	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響	a	浸水への対策		
		b	耐災害性の向上		
				c	訓練の実施
				a	地域の防災組織の活性化
				b	災害ボランティア活動支援体制の整備
				c	文化財等の防災体制の充実
				a	緊急仮設住宅の迅速な整備
				b	適切な市営住宅の整備・長寿命化対策
				a	災害発生時における国内外への情報発信
				b	失業者に対する早期再就職支援

(2) 横断的分野別の推進方針

①	リスクコミュニケーション
②	人材育成・研究開発
③	官民連携・コミュニティとの連携
④	老朽化対策
⑤	広域連携